

付則 2 事故処理基準

(目的)

この基準は、xxx 体験乗船実行委員会の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図ることを目的とする。

(事故等の範囲)

この基準において、「事故」とは当実行委員会の運航中の船舶に係る(1)～(3)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(4)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(非常連絡)

船長は、事故の状況を実行委員会に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐時追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけること。

- 2 第三者の助言又は援助を必要とする場合の船長の海上保安官署等への連絡は、最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、実行委員会の判断で、海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項、海上保安庁の基準)

事故が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

船名 日時 場所 事故の種類 死傷者の有無 救助の要否 当時の気象・海象

(2) 事故の態様による事項

事故等の種類		連絡事項
a	衝突事故	衝突の状況(衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況) 船体、機器の損傷状況 浸水の有無(あるときはd項) 流出油の有無(ある時はその程度及び防除措置) 自力航行の可否 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主、船長名(できれば住所連絡先)...船舶衝突の場合

		相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）...船舶衝突の場合
b	乗上げ事故	乗揚げの状況（乗上げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜吃水変化、陸岸との関係等） 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 潮汐の状況、船体に及ぼす風浪の影響 船体・機器の損傷状況 浸水の有無（あるときはd項） 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否
c	火災事故	出火場所及び火災の状況 出火原因 船体・機器の損傷状況 消火作業の状況 消火の見通し
d	浸水事故	浸水箇所及び浸水の原因 浸水量及びその増減の程度 船体・機器の損傷状況 浸水防止作業の状況 船体に及ぼす風浪の影響 浸水防止の見通し
e	人身事故（行方不明を除く。）	事故の発生状況 死傷者数又は疾病者数 発生原因 負傷又は疾病の程度 応急手当の状況 緊急下船の必要の有無
f	乗組員等の行方不明	行方不明が判明した日時及び場所 行方不明の日時、場所及び理由（推定） 行方不明者の氏名等 行方不明者の遺留品等

（船長のとるべき措置）

事故が発生したときに、乗員の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

（１）海難事故の場合

損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討

人身事故に対する早急な救護

連絡方法の確立（船内及び船外）

二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

（実行委員会のとるべき措置）

実行委員会は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は、連絡なしに入港が遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2. 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに実行委員会がとる

べき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な債報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための授素船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船員の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

実行委員会の規模に応じて事故処理の組織、編成を行うこととする。

(医療救護の連絡等)

実行委員長は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船員に医師がいる場合にはその医師の協力を要講することとし、不在の場合は最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じるものとする。

(現場の保存)

実行委員長は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

平成 15 年 8 月